

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月15日 公表

特定事業主名： 栗原市

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	全職員：84.7%（医師を除く職員 91.5%）
任期の定めのない常勤職員以外の職員	全職員：89.7%（医師を除く職員 89.7%）
全職員	全職員：67.2%（医師を除く職員 72.6%）

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.8%
本庁課長相当職	102.0%
本庁課長補佐相当職	95.4%
本庁係長相当職	89.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	全職員：90.1%（医師を除く職員 90.1%）
31～35年	全職員：94.7%（医師を除く職員 94.7%）
26～30年	全職員：91.0%（医師を除く職員 91.0%）
21～25年	全職員：91.3%（医師を除く職員 96.7%）
16～20年	全職員：80.5%（医師を除く職員 91.4%）
11～15年	全職員：97.4%（医師を除く職員 100.2%）
6～10年	全職員：78.2%（医師を除く職員 99.5%）
1～5年	全職員：78.7%（医師を除く職員 100.6%）

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・世帯の主たる生計維持者が男性であることが多く、扶養手当受給者に占める男性の割合は69.0%である。
- ・管理職について男性の割合が高く、管理職手当の受給者に占める男性の割合は70.9%である。
- ・医師の男性割合が87.0%で、給与水準が高いため全職員とは別に医師を除く給与の差異についても記載。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・暫定再任用職員における男性の割合が59.9%と半数を超えている一方、短時間勤務が多い会計年度任用職員において、女性の割合が79.6%となっており、同区分における差異の要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	23.9%

【説明欄】

- ・ 男女別管理職登用比率 男性 89 人／420 人（21.2%） 女性 28／320 人（8.8%）※暫定再任用除く
- ・ 行政職給料表支給者の管理的地位にある職員は全員 50 代であり、50 代の男女別職員構成は男性 181 人、女性 86 人と偏りが大きい。
- ・ 有資格職（保健師・栄養士・幼稚園保育士など）は女性が多いものの、管理的地位が一般行政職と比べて限られている。
- ・ 引き続き、適材適所の人事配置により女性の管理的地位にある職員数の割合の上昇に努めていく。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	10.8%
本庁課長相当職	27.3%
本庁課長補佐相当職	37.3%
本庁係長相当職	61.0%

【説明欄】

- ・ 管理職に多い経験年数 30 年超の職員構成において、男女の職員数の大きな偏りがある状態であり、各役職段階別においても男性職員の割合が高い状態となっている。
一方、経験年数 30 年未満においては男女の職員数の差が小さく、今後は徐々に男女の割合が変化していく見通しである。
- 《参考》
経験年数 10 年以内 217 人（男 117 人 女 100 人）
経験年数 10 年超 20 年未満 113 人（男 43 人 女 70 人）
経験年数 20 年超 30 年未満 200 人（男 118 人 女 82 人）
経験年数 30 年超 196 人（男 142 人 女 54 人）

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和8年度
男性	80.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和8年度
男性	— ※該当者なし
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以上	81.8%	0.0%	—	0.0%
1月超3月以下	18.2%	0.0%	—	0.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%	—	0.0%
6月超9月以下	0.0%	0.0%	—	100.0%
9月超12月以下	0.0%	58.8%	—	0.0%
12月超24月以下	0.0%	41.2%	—	0.0%
24月超	0.0%	0.0%	—	0.0%

【説明欄】

- ・ 男性の育児休業取得者はこれまで年1人程度だったが、令和5年度頃から取得者が増加傾向にある。引き続き、男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備し、男性の育児参加を促していく。

Ⅴ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和8年度
内部部局等	12.4時間／月
内部部局等以外	14.1時間／月

【説明欄】

- ・ 事務職が多い内部部局については、時差出勤制度の緩和やDXの推進により時間外勤務の抑制に取り組んでおり、時間外勤務の更なる抑制に取り組んでいく。
- ・ 医療従事者や消防隊員については、他律的業務な業務を行う特性上、時間外勤務が多い傾向にあるものの、引き続き業務改善等により時間外勤務の抑制を検討していく。
(内部部局等以外 病院部局：21.2時間／月 消防部局：24.0時間／月)